

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和6年8月26日（月） 午前9時57分～午前10時32分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 荒川 義孝、5番 野々山 啓、10番 北川 広人、11番 鈴木 勝彦、

12番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（4番）杉浦 康憲、 副議長（6番）今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

1 令和6年9月定例会について

（1） 議案の説明について

（2） 議案の取り扱いについて

（3） 一般質問の受付について

（4） 総括質疑の通告について

（5） 決算特別委員会委員の選任について

（6） 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

- 2 今後の議会運営委員会の日程等について
- 3 資料要求について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名をいたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

《議 題》

1 令和6年9月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構です。

説（総務部） 委員長のお許しいただきましたので、着座のまま御説明させていただきます。

それでは、令和6年9月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意が1件、承認が1件、一般議案が第49号から第58号までの10

件、補正予算が第 59 号から第 65 号までの 7 件、認定が 8 件、報告が 2 件の計 29 件をお願いする
ものでございます。

次に提出予定議案の概要をお願いいたします。

同意、承認及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、同意第 4 号教育委員会委員の任命については、現委員の磯貝政博氏の任期満了に伴い
新たに江坂徳峰氏を任命いたしたく、御同意をお願いするものであります。

承認第 1 号は、高浜市電子クーポン（だいかぞくクーポン）事業補助金交付に伴う一般会計補正
予算第 6 回を 8 月 15 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきました
ので、議会に御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

議案第 49 号は、公職選挙法の一部改正に準じて所要の規定の整備等を行うものでございます。

議案第 50 号は、特定非営利活動法人のりのりフットワークの所在地の変更に伴い所要の規定の
整備を行うものでございます。

議案第 51 号は、国民健康保険法の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い所要の規
定の整備を行うものでございます。

議案第 52 号は、開発行為等により設置された道路が市への帰属等に伴い市道路線として認定す
るものでございます。

議案第 53 号は、令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御議決をお
願いするものでございます。

議案第 54 号は、高浜南部老人憩の家を廃止するものでございます。

議案第 55 号は、高取小学校給食施設改築工事について、既存給食室解体工事の取りやめによる
減額に伴い工事請負契約を変更するものでございます。

議案第 56 号から第 58 号は、令和 2 年度及び令和 6 年度の小中学校の教師用教科書及び指導書
の買い入れについて、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第
3 条の規定により必要な追認の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 59 号令和 6 年度一般会計補正予算（第 7 回）について、御説明申し上げま
す。補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8,395 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 187 億 6,76
0 万 9,000 円とするものでございます。

10 ページから 13 ページをお願いいたします。地方債補正は、児童クラブ改修事業について、

高取北児童クラブ改修工事費等の計上に伴い新たに限度額を定めるものでございます。

24 ページ、25 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金は、高取北児童クラブ改修工事に対する交付金を計上するものでございます。18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は、高取北児童クラブ改修工事費等の財源としてそれぞれ増額するものでございます。

26 ページ、27 ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

3 款 2 項 3 目家庭支援費は、高取北児童クラブの移転先とする高取小学校敷地内にある給食棟改修のための工事費及び監理業務委託料を計上するものでございます。なお、本議案につきましては工事スケジュールの関係上、早急に御採択いただく必要がございますので、その取り扱いにつきまして御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 60 号令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 回）について、御説明を申し上げます。補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,771 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 189 億 6,532 万 4,000 円といたすものでございます。

10 ページから 13 ページをお願いいたします。

地方債補正は、老人憩の家等解体事業及び全世代楽習館解体事業について、解体工事費の計上に伴い限度額を増額または新規設定するもので、小学校施設改修事業及びスポーツ施設改修事業については、事業費の変更等に伴い限度額を増額するものでございます。

52 ページ、53 ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金及び 15 款 1 項 1 目民生費県負担金の障害児入所給付費等負担金は、障害児給付費の増加に伴い増額するもので、低所得者保険料軽減負担金は、令和 5 年度の負担金の確定及び令和 6 年度内示額の決定に伴い増額するものでございます。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システムの標準化・共通化に対応するための業務に対する補助金を増額するものでございます。2 目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金は、障害者総合支援制度の改正に対応するための福祉総合システムの改修費に対する補助金を計上するものでございます。15 款 2 項 1 目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、コミュニティバス運行事業に対して補助されるものでございます。2 目民生費県補助金の愛知県子育て支援対策基金事業費補助金は、幼児教育保育の無償化の実施に対して補

助されるものでございます。17 款 1 項 5 目教育費寄附金のたかはま夢・未来基金指定寄附金は、岡崎信用金庫様から 500 万円を御寄付いただいたものでございます。

54 ページ、55 ページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額するもので、公共施設等整備基金繰入金は、五反田第 2 グラウンド照明 LED 化工事等の財源として増額するものでございます。19 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い増額するものでございます。20 款 4 項 2 目雑入のスポーツ振興くじ助成金は交付額の決定に伴い減額するもので、学校教育研究助成金は、学校教育研究助成事業に高浜南部幼稚園が選定されたことに伴い計上するものでございます。

58 ページ、59 ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

2 款 1 項 3 目市民活動支援費は、吉浜ふれあいプラザにおける消防設備更新のため消耗品費及び修繕料を計上するものでございます。11 目財産管理費は、市役所本庁舎の防犯対策として、防犯カメラを設置する工事費を計上するものでございます。14 目電算管理費は、自治体情報システムの標準化・共通化業務において、LGWAN 回線経由でガバメントクラウドに接続するネットワーク環境を構築するための委託料を計上するものでございます。2 款 8 項 1 目基金費の公共施設等整備基金積立金及びたかはま夢・未来基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄付金を積み立てるものでございます。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目地域福祉推進費は、障害者総合支援制度の改正に対応するための福祉総合システムの改修費を計上するものでございます。3 目障害者在宅・施設介護費は、放課後等デイサービス等の利用者が増加したことに伴い障害児給付費を増額するものでございます。6 目高齢者社会参加推進費は、高浜南部老人憩の家及び全世代楽習館の解体工事費をそれぞれ計上するものでございます。13 目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い増額するものでございます。16 目介護保険事業費及び 17 目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により特別会計への繰出金を減額するものでございます。3 款 2 項 2 目保育サービス費の 2 会計年度任用職員管理事業は、栄養士の新規雇用に伴い人件費を増額するもので、3 保育園管理運営事業は、倉庫として利用する建物における消防設備の保守点検のための委託料を計上するものでございます。

62 ページ、63 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 2 目生活援助費は支給額の改定に伴い中国残留邦人支援事業における配偶者支援金を増額するものでございます。8 款 3 項 1 目河川費は、愛知県からの事業着手の通知に基づき急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上するものでございます。10 款 1 項 1 目教育委員会費は、工事の設計業務に係る負担軽減を図るため営繕積算システム使用料を計上するものでございます。10 款 2 項 1 目学校管理費は、小学校において故障した交換用タブレットキーボードを購入するため消耗品費を増額するものでございます。10 款 2 項 3 目学校建設費は、港小学校の長寿命化改良工事において、国庫補助金要望に当たり計画を見直したことに伴い積算資料を修正するため委託料を増額するものでございます。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。

10 款 3 項 1 目学校管理費は、中学校において故障した交換用タブレットキーボードを購入するため消耗品費を増額するものでございます。10 款 4 項 1 目幼児教育費は、学校教育研究助成事業として幼稚園のわくわく運動遊びの教室を実施するため、講師謝礼、消耗品費及び図書購入費を計上するものでございます。12 款公債費は、市債の利率見直しに伴い元金及び利子を増額するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

議案第 61 号国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）のほか 4 特別会計の補正予算は、いずれも前年度繰越金の額の確定等に伴う補正を主な内容としております。

続きまして、決算の概要につきまして申し上げます。決算書の 4 ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

認定第 1 号から認定第 8 号までは、令和 5 年度の一般会計ほか 5 特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

初めに、一般会計の歳入決算額は 190 億 6,205 万 745 円、歳出決算額は 186 億 6,711 万 1,401 円、差引残額は 3 億 9,493 万 9,344 円であります。決算書の中ほどになりますが、198 ページをお願いいたします。198 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。実質収支につきましては、3 歳入歳出差引額から 4 翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた後、実質収支額は 3 億 8,479 万 344 円であります。

4 ページの総括表にお戻りをお願いいたします。特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額は 36 億 3,348 万 2,254 円、歳出決算額は 35 億 3,925 万 5,781 円、差引残額は 9,422 万 6,473 円であります。

土地取得費特別会計は、歳入決算額は6,327万4,942円、歳出決算額は844万4,376円、差引残額は5,483万566円であります。

公共駐車場事業特別会計は、歳入決算額は3,134万4,400円、歳出決算額は2,872万5,586円、差引残額は261万8,814円であります。

介護保険特別会計は、歳入決算額は31億3,843万8,099円、歳出決算額は30億4,452万445円、差引残額は9,391万7,654円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額は6億911万5,582円、歳出決算額は6億112万963円、差引残額は799万4,619円であります。

続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。初めに、水道事業会計決算書の8ページ、9ページをお願いいたします。8ページ、9ページの水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、水道事業収益は9億3,597万753円、収益的支出、水道事業費用は8億2,430万2,167円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

資本的収入は8,367万2,070円、資本的支出は3億1,562万7,576円でございます。

次に、下水道事業会計決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。6ページ、7ページの下水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、下水道事業収益は11億6,323万3,917円、収益的支出、下水道事業費用は9億1,501万9,160円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入は、11億5,572万2,140円、資本的支出は、16億7,931万8,157円であります。

最後に、報告案件について申し上げます。

報告第11号は、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の御報告をさせていただくものでございます。

報告第12号は、市有自動車の事故に関し損害賠償額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものでございます。

以上が9月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願い申し上げます。
委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、同意1件、承認1件、一般議案10件、補正予算7件、決算認定8件、報告2件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は、退席をお願いいたします。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主任） それでは、説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております令和6年9月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）及び議案の取り扱い（案）を御覧いただきたいと思います。

既に6月21日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては9月3日から10月3日までの31日間でございます。

9月3日の本会議初日において、同意第4号、承認第1号及び議案第59号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、議案第49号から第58号、議案第60号から議案第65号及び認定第1号から認定第8号の議案の上程、説明を受け、報告第11号、報告第12号の報告を受けます。9月10日第2日目と11日第3日目の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、9月13日の第4日目は総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いします。9月17日から19日までの3日間は、決算特別委員会において議案第53号及び認定第1号から認定第8号の9議案を審査願います。なお、議案第53号令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号令和5年度高浜市水道事業会計決算認定については、本会議での総括質疑、決算特別委員会での質疑ともに水道事業会計決算に係る案件での関連上一括議題とさせていただきます。また、9月17日の決算特別委員会終了後、決算審査現地調査として、高取小学校給食施設及び吉浜小学校への現地調査を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。9月25日の総務建設委員会においては、議案第49号から

議案第 52 号、議案第 60 号から議案第 63 号及び議案第 65 号の 9 議案の審査をお願いします。9 月 26 日の福祉文教委員会においては、議案第 54 号から議案第 58 号、議案第 60 号及び議案第 64 号の 7 議案を審査をお願いします。なお、補正予算につきまして、付託委員会区分を明示したものを別途配付させていただいております。最終日の 10 月 3 日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおり決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより告示日の翌日、8 月 27 日、火曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までといたします。質問の順序は受付順となります。ただし、8 月 27 日の午前 8 時 30 分以前に 2 人以上ある場合は抽選により質問の順序を決めさせていただきます。なお、一般質問の通告に当たっては質問の要旨を具体的に記載していただきますようお願いを申し上げます。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑通告書の受付は、議会運営に関する申合せにより定例会開会 2 日目、9 月 4 日、水曜日の午後 5 時までとしますので、総括質疑を行う予定の方は期日までに総括質疑通告書を御提出いただきますようお願いを申し上げます。

(5) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主任） 決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で議長及び議選監査委員を除く12名と既にお決めにいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。

決算特別委員会委員は、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員の12名となります。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました12名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

（6） 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 本日までに提出がありましたのは、請願書4件、陳情書5件です。

請願第1号から第4号及び陳情第8号から第12号までについて、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説（事務局 主任） それでは請願、陳情、それぞれの文書表（案）と各請願書、陳情書の写し及び意見書（案）を配付させていただいておりますが、提出されました請願4件及び陳情5件の付託委員会につきましては、請願第1号及び第3号については総務建設委員会に、請願第2号、第4号及び陳情第8号から陳情第12号については福祉文教委員会に、それぞれ付託するということをお願いしたいと思います。

委員長 ただいま、各請願・陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 初めに、9月13日の金曜日、本会議第4日目の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため各派代表者会議の開催後議会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いします。

続きまして、令和6年12月定例会の日程を協議する議会運営委員会を9月26日の木曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定を願います。

3 資料要求について

委員長 ここで議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

議長 柴口議員より決算審査におきましての資料要求がありましたので、市長に資料要求を提出すべきか、議会運営委員会でお諮りください。お願いいたします。

委員長 ただいま議長より柴口議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会では諮るよう依頼がございました。資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において議案審議に当たり資料要求をする場合は議長に資料要求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決せられた場合は、議長は当局に資料を要求するとあることから、議会運営委員会では諮るものであります。

今回の資料要求について、まず柴口議員より御説明をいただき市長に資料要求を提出すべきか諮りたいと存じますので、柴口議員、説明をお願いいたします。

説(12) 資料要求願につきましては、日本共産党として毎年提出をさせていただいております。昨年の決算においては、34項目にわたり資料要求をさせていただきました。今回の変更、削除箇所は全部で3か所。1つ目は23番目の職員数一覧において、男女別人数を求めるように変更しました。2つ目は24番目の美術館について、館蔵品の部分を削除。そして3つ目は28番目の高浜豊田病院の経営状況について、項目ごと削除させていただきました。これにより33項目にわたりまして資料要求をしておりますが、この資料により慎重に審査をしてみたいと思いますので、ぜひ御理解、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま柴口議員から説明がありましたが、この件について御意見のある方はお願いいたします。

意 見 な し

委員長 御意見もないようですので。本件につきましては、過去から決算審査にあたって資料要求願を出されておりました、これを市長に資料要求してきたものでございます。これまでどおり議会として資料要求をするものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって柴口議員提出の資料要求願を議長より市長に提出することとします。

次に事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

発（事務局長） それでは私の方から 1 点御報告をさせていただきます。株式会社キャッチネットワークより 9 月定例会の初日の 9 月 3 日になりますが、撮影をしたいといった申し出がございまして、議長が許可いたしておりますので、御承知おきください。以上です。

委員長 以上で本委員会の案件全て終了いたしました。これをもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 32 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長